

<有給休暇について>

有給休暇の付与日数は次のとおりです。

・ 4月1日から任用開始の場合（任用期間1年間）

週所定 勤務日数等	1年間の 所定勤務 日数	初年度	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目
5日以上 又は 週30時間以上	217日以上	10	12	14	16	18	20
4日	169日～ 216日	7	9	10	12	13	15
3日	121日～ 168日	5	6	8	9	10	11
2日	73日～ 120日	3	4	5	6	6	7
1日	48日～ 72日	1	2	2	3	3	3

・ 年度途中で任用開始の場合（任用期間1年未満）

週所定 勤務日数等	任用開始月										
	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
5日以上 又は 週30時間以上	10	10	10	10	10	10	5	4	3	2	1
4日	7	7	7	7	7	7	4	3	2	1	1
3日	5	5	5	5	5	5	3	2	1	1	—
2日	3	3	3	3	3	3	2	1	1	1	—
1日	1	1	1	1	1	1	1	—	—	—	—

※有給休暇は1時間単位での取得が可能です。